

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

減額分役員報酬の一括支給は賞与に

Q：当社は、かつて業績が不振であったことから、2年前の株主総会の決議で役員報酬を30%減額していますが、最近、業績が好転してきたこともあり、役員報酬を減額前の金額に戻し、既往減額分の合計額を一括支給しようと考えています。この一括支給額について、役員報酬として損金算入できますか。

A：既往減額分の一括支給は、役員賞与を支給したものととして取り扱われ、損金算入はできません。

【解説】

役員報酬は、定款の規定又は株主総会等の決議により、あらかじめ定められた支給基準に従って規則的に支給され、しかもその報酬の額が適正と認められるものであれば、損金に算入されます。

ところで、役員報酬を過去に遡って増額する場合ですが、その増額が定時株主総会において行われ、かつ、その増額を決議した日を含む事業年度の期首までの遡及である場合には、その差額の一括支給は、報酬として認められます。

しかし、それ以前に遡及して差額支給する場合、又は臨時株主総会で期首まで遡及して差額支給することとしたような場合のその支給額は、賞与として取り扱うこととされています。

ご質問のように、業績不振による減額分を回復するための増額であっても、減額時まで遡ってその差額分を支給する場合には臨時的給与に該当し、役員賞与とされます。

